

里庄町観光パンフレット・PR 動画制作業務審査要領

1 目的

里庄町観光パンフレット・PR 動画制作業務委託のプロポーザルにおいて、企画提案書等の内容が最も適当と認められる委託候補者を選定し、契約の相手方とするため、審査方法を定めることを目的とする。

2 審査会

(1) 審査員は次の者を充てる。

- ・副町長
- ・総務課長
- ・教育委員会事務局長
- ・企画商工課長
- ・企画商工課長補佐
- ・企画商工課主査
- ・企画商工課事業担当

(2) 審査員長は、副町長をもって充てる。

3 審査方法

(1) 各審査員は、企画提案書に記載された内容及びプレゼンテーションの結果により、里庄町観光パンフレット・PR動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル評価審査票（様式第1号）の各項目を審査する。

(2) 各審査員の合計点を合わせたものを得点とし、最高得点を得た事業者を委託候補者として選定する。

(3) 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積り金額の最も低い事業者を委託候補者として選定する。

(4) さらに見積り金額が同額の場合は、委員長が最高得点とした事業者を委託候補者として選定する。

(5) 評価審査票No.3「経済性」の点数は、事業者から提案された見積価格により、次の算定式で点数を算出する。

$$(\text{点数}) = (\text{最低見積額} \div \text{提案見積額}) \times \text{配点 (10点)}$$

なお、端数が出た場合、小数点以下は切り捨てする。

(6) 見積価格が契約限度額を超えた場合は失格とする。